

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 平成31年第1回定例会追加議案の説明

(1) 議案第65号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 新旧対照表

平成31年2月21日

健康福祉局

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 乳児院（10人以上の乳幼児を入所させるものに限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (2) 看護師 (3) 個別対応職員 (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士 (6) 調理員 <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3 乳児院においては、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 乳児院（10人以上の乳幼児を入所させるものに限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (2) 看護師 (3) 個別対応職員 (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士 (6) 調理員 <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3 乳児院においては、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>

改正後	改正前
5 第1項第2号に掲げる看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とする。ただし、これらの合計数は7人を下回ってはならない。	5 第1項第2号に掲げる看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とする。ただし、これらの合計数は7人を下回ってはならない。
6 前項の規定による看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならぬ。	6 前項の規定による看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならぬ。
7 前項の規定による保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならぬ。	7 前項の規定による保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならぬ。
(略)	(略)
(職員)	(職員)
第38条 母子生活支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならぬ。	第38条 母子生活支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならぬ。
(1) 母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）	(1) 母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）
(2) 嘴託医	(2) 嘴託医
(3) 少年を指導する職員	(3) 少年を指導する職員
(4) 調理員又はこれに代わる者	(4) 調理員又はこれに代わる者
2 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の母子に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならぬ。	2 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の母子に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならぬ。
3 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。	3 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。
4 配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。	4 配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。

改正後	改正前
5 母子支援員の数は、10世帯以上20世帯未満の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては2人以上、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては3人以上とする。	5 母子支援員の数は、10世帯以上20世帯未満の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては2人以上、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては3人以上とする。
6 少年を指導する職員の数は、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては、2人以上とする。	6 少年を指導する職員の数は、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては、2人以上とする。
(職員)	(職員)
第58条 児童養護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	第58条 児童養護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
(1) 児童指導員 (2) 嘴託医 (3) 保育士 (4) 個別対応職員 (5) 家庭支援専門相談員 (6) 栄養士 (7) 調理員 (8) 看護師（乳児が入所している施設に限る。）	(1) 児童指導員 (2) 嘴託医 (3) 保育士 (4) 個別対応職員 (5) 家庭支援専門相談員 (6) 栄養士 (7) 調理員 (8) 看護師（乳児が入所している施設に限る。）
2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。	3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。
4 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。	4 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。
5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。	5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人に	6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人に

改正後	改正前
<p>つき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、45人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。</p> <p>7 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1の施設につき1人を下回ってはならない。</p> <p>(略)</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基準省令第43条第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 精神保健福祉士の資格を有する者 (4) 学校教育法に規定する大学 (短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (5) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 (6) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者 (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (8) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課 	<p>つき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、45人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。</p> <p>7 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1の施設につき1人を下回ってはならない。</p> <p>(略)</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基準省令第43条第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 精神保健福祉士の資格を有する者 (4) 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) (5) 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 (6) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者 (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (8) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課

改正後	改正前
<p>程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) 又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>	<p>程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) 又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>
<p>(9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適當と認めたもの</p>	<p>(9) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適當と認めたもの</p>
<p>(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適當と認めたもの</p>	<p>(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適當と認めたもの</p>
<p>(略)</p>	
<p>(職員)</p>	
<p>第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>	<p>第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 嘴託医</p>	<p>(1) 嘴託医</p>
<p>(2) 児童指導員</p>	<p>(2) 児童指導員</p>
<p>(3) 保育士</p>	<p>(3) 保育士</p>
<p>(4) 栄養士</p>	<p>(4) 栄養士</p>
<p>(5) 調理員</p>	<p>(5) 調理員</p>
<p>(6) 児童発達支援管理責任者（基準省令の規定により障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）</p>	<p>(6) 児童発達支援管理責任者（基準省令の規定により障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）</p>
<p>2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘴託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘴託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を4.3で除して得た</p>	<p>3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を4.3で除して得た</p>

改正後	改正前
数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。	数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。
4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
(1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 医師 (3) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第79条において同じ。）	(1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 医師 (3) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第79条において同じ。）
5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。	5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。
6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。	6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。
7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。	7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。	8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。
9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。	9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。
10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。	10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。	11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。
12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所	12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所

改正後	改正前
<p>させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>	<p>させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 看護職員</p>	<p>(1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 看護職員</p>
<p>13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。</p>	<p>13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。</p>
<p>14 心理指導を行う必要があると認められる5人以上の児童に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならぬ。</p>	<p>14 心理指導を行う必要があると認められる5人以上の児童に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならぬ。</p>
<p>15 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理指導担当職員について準用する。</p>	<p>15 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理指導担当職員について準用する。</p>
<p>(略) (職員)</p>	<p>(略) (職員)</p>
<p>第88条 児童心理治療施設には、次に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第88条 児童心理治療施設には、次に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 医師 (2) 心理療法担当職員 (3) 児童指導員 (4) 保育士 (5) 看護師 (6) 個別対応職員 (7) 家庭支援専門相談員 (8) 栄養士 (9) 調理員</p>	<p>(1) 医師 (2) 心理療法担当職員 (3) 児童指導員 (4) 保育士 (5) 看護師 (6) 個別対応職員 (7) 家庭支援専門相談員 (8) 栄養士 (9) 調理員</p>
<p>2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p> <p>4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。</p> <p>6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(職員)</p>	<p>3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p> <p>4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。</p> <p>6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(職員)</p>
<p>第94条 児童自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 嘴託医</p> <p>(4) 精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘴託医</p> <p>(5) 個別対応職員</p> <p>(6) 家庭支援専門相談員</p> <p>(7) 栄養士</p> <p>(8) 調理員</p>	<p>第94条 児童自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 嘴託医</p> <p>(4) 精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘴託医</p> <p>(5) 個別対応職員</p> <p>(6) 家庭支援専門相談員</p> <p>(7) 栄養士</p> <p>(8) 調理員</p>

改正後	改正前
2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。	3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。
4 第88条第3項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。	4 第88条第3項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。
5 実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければなければならない。	5 実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。
6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。 (略) (児童自立支援専門員の資格)	6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。 (略) (児童自立支援専門員の資格)
第96条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 精神保健に関して学識経験を有する医師 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 基準省令第82条第3号の規定により都道府県知事が指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） (4) 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上あるもの	第96条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 精神保健に関して学識経験を有する医師 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 基準省令第82条第3号の規定により都道府県知事が指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） (4) 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上

改正後	改正前
<p>(5) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(7) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの</p> <p>(8) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの</p>	<p>であるもの</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(7) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの</p> <p>(8) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの</p>